

スポーツ活動バス使用基準



使用団体は市内の「スポーツ少年団」に限ります。

■使用申請書

- 使用を希望する場合は、この使用基準を確認のうえ、使用申請書を提出してください。
- スポーツ活動バスの使用を希望する月の前月 15 日までに申請してください。ただし、申請いただいても対応できない場合があります。
- 前月 15 日以降でも使用を希望する日の7日前（土・日・祝日の場合は、その前の平日）まで申請は受け付けますが、対応できない可能性が高まりますので、早めの申請をお願いします。
- 大会の開催要項（写し）や行程表も一緒に提出してください。

■市外で開催の通常大会

- 「支部予選」「管内予選」「予選がない全道大会」「企業主催の大会」など。
- 1 回につきバス 1 台、原則日帰り、年 2 回まで使用できます。
- 1 泊 2 日で 2 回分の使用も可能です。

■全道大会

- 「地区等の予選大会を経た全道大会」「北北海道大会等の全道大会に準ずる大会」など。
- 1 回につきバス 1 台、原則 1 泊 2 日以内、回数制限はありません。
- 全道大会や地区大会の開催要項と、地区大会の結果がわかるものを提出してください。

■少年団が経費負担するもの（それぞれ必要なタイミングでお支払いください）

- バスの燃料代（満タン返しです。行程の最後に給油してください）
- 高速道路利用料
- バスの駐車場料金（宿泊ありの場合は宿泊先にも確認してください）
- 運転手宿泊代（宿泊ありの場合。シングル、夕食と朝食付き）

■その他注意事項

- スポーツ活動バスは、市役所のマイクロバス 2 台（座席 22・補助席 6）、中型バス 2 台（座席 33・補助席 7）、大型バス 1 台（座席 37・補助席 9）の計 5 台です。
- 他団体や市役所で先約がある場合は使用できません。
- 高速道路や高規格道路を使用する場合、補助席は使用できません。（シートベルトがない）
- 1 日のバス運転手の拘束時間は、法律上 13 時間が上限です。
- 制限速度での走行を考慮して、行程を計画してください。
- 宿泊ありの場合は、宿泊先がわかる資料や住所・電話番号などもお知らせください。
- 運転手の宿泊先は、同じ宿泊先か近隣の宿泊先を手配してください。
- 遠征先までの所要時間がわからないときは、「北の道ナビ」などの検索サイトで調べるか、コミュニティ推進課に相談してください。ふらのバス(株)に確認します。

不明な点はお問い合わせください。

市民生活部 コミュニティ推進課 文化・スポーツ係

TEL：0167-39-2311